

# 防府市日本語教室実施要綱

令和4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人材の受入れや共生に当たり必要となる、外国人を対象とした日本語学習の環境の整備を図るために設置する日本語教室の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、日本語教室（以下「教室」という。）とは、外国人住民が基礎的な日本語によるコミュニケーションを学習できる機会を提供するために市長が実施する教室をいう。

(受講対象者)

第3条 教室の受講対象者は、防府市に在住又は在勤、在学している外国籍の者とする。

(実施基準)

第4条 教室の実施基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として、レベル別のクラス形式とし、複数クラスを設ける。
- (2) 年間開催回数は、40回以上とする。
- (3) 1回あたりの実施時間は、概ね1時間30分から2時間とする。

2 前項に定める実施基準は、やむを得ない事情があるときは変更することができるものとする。

(実施日)

第5条 教室を実施する日は、原則毎週1回とし、詳細は別途定めるものとする。

(実施期間)

第6条 教室の実施期間は、毎年4月から翌年3月までの12か月とする。

(定員)

第7条 各クラスの定員は、講師が受け入れられる人数の範囲内とする。

(受講料)

第8条 教室の受講料は、無料とする。ただし、教材・資料等の実費相当額は受講者に負担を求めることができるものとする。

2 前項に定める実費相当額の納付方法は、別途定めるものとする。

(教室運営の委託)

第9条 市長は、教室の運営を、外国人との共生、外国人の生活支援等を目的とする非営利団体に委託することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、教室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。